に改め、「個人のその開始した」を削り、「その事業を廃止した日の属する年を除く」を「事業を廃止した日の属する年を除く。）をいう」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「第八号及び第十一号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第十条の五第四項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定雇用者　次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ　その個人との間で労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第十条の五第四項第八号を次のように改める。

八　特定新規雇用者数　適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第四項第十二号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　基準雇用者割合　基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

第十条の五第四項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　新規雇用者総数　適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前項第十一号」を「前項第十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定は、前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年分については、適用しない。

第十条の五第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数」を削り、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「平成二十三年以後に」を削り、「第一項から第三項まで」を「同項及び第二項」に改め、同条第九項中「から第三項までの」を「又は第二項の」に、「及び」を「並びに」に、「第十条の五第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に、「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める。

第十条の五の二第一項中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。

第十条の五の四の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の所得税額の特別控除」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（平成三十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（その年において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額が当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該個人の国内設備投資額がその償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

三　当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の二十以上であること。

第十条の五の四第六項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に、「及び」を「並びに」に、「（雇用者給与等支給額が増加した場合」を「及び第二項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に改め、「平成二十五年以後に」及び「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち」及び「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする年」を「個人の各年」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「適用年の前年分」を「個人の適用年の前年分」に、「開始した場合には、当該給与等の支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年」を「営んでいた期間の月数と当該適用年」に、「で除して」を「とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額　適用年の継続雇用者（当該」を「継続雇用者給与等支給額　継続雇用者（個人の」に、「前年において」を「前年の各月において当該個人の」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び」を削り、「」に対する」の下に「当該適用年の」を加え、「を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　継続雇用者比較給与等支給額　前号の個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。